遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県稲敷郡河内町生板字小川4717番地 名　　称：日本モンサント株式会社隔離ほ場 使用期間：承認日から平成25年１月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えトウモロコシの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該トウモロコシの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を防止するための防風網を設置している。また、播種時には防鳥糸などを用いた鳥害防止策を講じる。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えトウモロコシ及び比較対照のトウモロコシ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えトウモロコシを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該トウモロコシが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えトウモロコシの栽培終了後は、当該トウモロコシ及び比較対照のトウモロコシを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本組遺伝子換えトウモロコシが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 ⑸　本遺伝子組換えトウモロコシの花粉の飛散を防止するため、除雄又は雄穂の袋がけを行う。 ⑹　隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑺　⑴から⑹までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑻　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　10―46Ｐ―0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ギャビン　マーチャント 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ワタ（*2mepsps*, 改変*bar*, *Gossypium hirsutum* L.）（GHB614×LLCotton25, OECD UI：BCS―GH002―５×ACS―GH001―３）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

官報告

官告事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十二条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の定款の一部の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月六日

金融庁長官　三國谷勝範

認可日　平成二十二年六月十五日

定　　款

第１章　総則

（名称）

第１条　本貸金業協会（以下「本協会」という。）は、日本貸金業協会（英文名「Japan Financial Services Association」）と称する。

（事務所）

第２条　本協会は、主たる事務所を東京都港区に、従たる事務所を都道府県の区域ごとに置く。従たる事務所の所在地は別表記載のとおりとする。

（組織及び人格）

第３条　本協会は、貸金業法第３条の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けた者（以下「貸金業者」という。）をもって組織し、貸金業法第26条第２項の規定により内閣総理大臣の認可を受ける法人とする。

（目的）

第４条　本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（業務）

第５条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　協会員が貸金業法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。

⑵　協会員に、法令及び定款、業務規程その他の規則を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは従業員が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款、業務規程その他の規則に違反する行為を防止し、資金需要者等の信頼を確保すること。

⑶　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況を調査すること。

⑷　協会員及び協会との間で紛争等解決業務に関する手続実施基本契約を締結した貸金業者（本条及び次条において「協会員等」という。）が営む貸金業の業務に対する資金需要者等からの苦情の解決を図ること。

⑸　協会員等が営む貸金業の業務に関する紛争解決手続を実施すること。

⑹　資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援を行うこと。

⑺　協会員の役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。